

環水大大発第 110530001 号
平成 23 年 5 月 30 日

都県・政令指定都市・中核市・特例市・特別区
(東北電力(株)及び東京電力(株)の電力圏内)
騒音振動対策担当課長 殿

環境省水・大気環境局
大気生活環境室長

平成 23 年夏期の電力需給対策に係る騒音・振動規制の取扱いについて

騒音・振動行政につきましては、平素より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 2 項及び第 27 条第 2 項並びに振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 2 項及び第 24 条第 2 項に基づく規制につきましては、従前より、当該規定の趣旨及び地域ごとの実状を踏まえ、適切に判断を行っていただいていると承知しております。

ところで、今般の東日本大震災に伴う平成 23 年夏期の電力需給対策の一環として、事業者が自家発電設備を活用する場合や工場の早朝・夜間操業を行う場合が想定されています。平成 23 年夏期における当該規制の取扱いにつきましては、電力需給対策の状況とともに、当該規定の趣旨及び地域ごとの実状を踏まえ、個々の地方公共団体において適切な判断を行っていただきますよう、改めてお願いいたします。

また、本件につきまして、貴管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。